~新型コロナウイルス対策~マル経融資制度

新型コロナウイルスの影響で、売上が減少や債務負担が重くなっている 小規模事業者を対象とした、通常のマル経融資とは別枠で融資が受けられ る制度です。既存のマル経融資の借り換えにも対応できます。

※融資対象、返済期間等が拡充されました。【R5年9月30日まで延長】

無担保 無保証人 低金利 手数料不要 契約印紙不要

融資対象	 ○通常のマル経融資(裏面)の融資対象①~⑤と同様 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方であって、次の1または2のいずれかに該当する方 1. 最近1ヵ月等の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方 2. 債務負担が重くなっている方(※一定の要件を満たす必要がありますのでご相談ください)
融資内容	①融資限度額 1,000 万円 以内(通常のマル経融資と別枠)
	②融 資 利 息 年利 当初3年間 〇.18 % ※3年後から基準金利1.08% (令和5年4月3日現在)
	③返 済 期 間 ●運転資金 20年以内 ●設備資金 20年以内
	④据 置 期 間 ●運転資金 5年以内 ●設備資金 5年以内 (応相談)

※利子補給制度(個人事業主 5%以上、法人 15%以上の売上減少要件該当者に対して利子分を給付)は、 令和4年9月30日をもって終了しました。

■お申し込み時にご用意いただくもの

通常のマル経融資(裏面)(1)~(7)と同様 +

新型コロナウイルス感染症の影響による 売上減少の申告書 (当所備付)

- ※最近1ヶ月の売上高、又は過去6ヵ月の平均 売上高が5%以上減少していることが過年度と 比較して確認できる書類を提示ください。 (売上台帳、試算表等)
- ※債務負担の条件で利用される場合は、借入金、設備手形、設備未払金、リース手形、リース未払金等の残高が確認できる書類

<マル経融資制度 ご融資までの流れ>

- 1. ご相談・申し込み
- ⇒2. 経営指導員によるヒアリング・推薦書作成
- ⇒3. マル経審査会による審査(原則月2回開催)
- ➡4. 審査結果により日本政策金融公庫に推薦
- ➡5. 日本政策金融公庫による審査(代表者への面談なし)
- ➡6. 決定のお知らせ・借用証書を申込者に郵送
- ➡7. 日本政策公庫へ借用証書を作成し返送
- ⇒8. 指定口座に入金
 - ※一連の流れで約2~3週間かかります。資金需要までに 余裕をもって早めにご相談ください。

津山商工会議所では、マル経融資の他、創業・その他の融資についても随時、ご相談に応じています。まずはお気軽にお問合せ下さい。 TEL:0868-22-3141